

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 4 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 2022年12月2日

【会社名】 雪印メグミルク株式会社

【英訳名】 MEGMILK SNOW BRAND Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤 雅俊

【本店の所在の場所】 北海道札幌市東区苗穂町6丁目1番1号  
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区四谷本塩町5番1号

【電話番号】 東京3226局2115番

【事務連絡者氏名】 財務部資金グループ課長 井上 直紀

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 5,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2022年10月26日
効力発生日	2022年11月3日
有効期限	2024年11月2日
発行登録番号	4 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 20,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 20,000百万円

(20,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額  
(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)  
に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

## 【縦覧に供する場所】

雪印メグミルク株式会社東京本社

(東京都新宿区四谷本塩町5番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	雪印メグミルク株式会社第2回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金5,000百万円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金5,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.460%
利払日	毎年6月8日及び12月8日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2023年6月8日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各8日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所 別記（（注）「10元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	2027年12月8日
償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2027年12月8日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記（（注）「10元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2022年12月2日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2022年12月8日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>2 当社が、前項により本社債に担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

- (注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付  
 本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からA -（シングルA マイナス）の信用格付を2022年12月2日付で取得している。  
 R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。  
 R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。  
 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。  
 本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。  
 なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。  
 R & I：電話番号 03-6273-7471
- 2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用  
 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。
- 3 社債管理者の不設置  
 本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債にかかる債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。
- 4 期限の利益喪失に関する特約  
 当社は、次の各場合に該当したときには、直ちに本社債について期限の利益を喪失し、遅滞なく本  
 (注) 5に定める方法により本社債の社債権者にその旨を公告する。  
 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。  
 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。  
 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。  
 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。  
 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。  
 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

- 5 社債権者に通知する場合の公告の方法  
本社債に関して社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができないときは、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）に掲載することによりこれを行う。
- 6 社債要項の変更
  - (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）9を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
  - (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。
- 7 社債権者集会に関する事項
  - (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）5に定める方法により公告する。
  - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
  - (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条に定める書面を当社に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- 8 社債要項の公示  
当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
- 9 財務代理人、発行代理人及び支払代理人  
農林中央金庫
- 10 元利金の支払  
本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2,000	1 引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,700	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,300	
計	-	5,000	-

### (2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 3 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
5,000	34	4,966

### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額4,966百万円は、全額を2024年12月8日までの間に別記「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の適格クライテリアを満たす5つの適格プロジェクトに充当する予定であります。大樹工場のホエイやホエイの有用成分回収工程で発生する副産物のバイオマスをメタンガス化する設備の導入資金として1,165百万円、廃棄物（汚泥）削減に資する排水処理設備投資資金として磯分内工場の排水処理設備更新に1,305百万円、大樹工場の排水処理設備更新に2,036百万円、野田工場の汚泥減容化設備導入に275百万円、大樹工場の汚泥乾燥設備導入に185百万円をそれぞれ充当する予定であります。なお、磯分内工場、大樹工場の排水処理設備更新及び野田工場の汚泥減容化設備導入についてはリファイナンスとなります。また、実際の充当時期までは、現金又は現金同等物にて管理します。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

#### グリーンボンドとしての適格性について

当社は、グリーンボンドの発行のために、「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021（注1）」、「グリーンボンドガイドライン2022年版（注2）」に即したグリーンボンド・フレームワーク（以下「本フレームワーク」といいます。）を策定しました。当社は、本フレームワークに対する第三者評価として株式会社格付投資情報センター（R&I）より、本フレームワークが「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021」及び「グリーンボンドガイドライン2022年版」に適合する旨のセカンドオピニオンを取得しております。

（注1）「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

（注2）「グリーンボンドガイドライン2022年版」とは、グリーンボンドについてグリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2022年7月に最終改訂したガイドラインをいいます。

#### グリーンボンド・フレームワークについて

当社は、グリーンボンド発行を目的として、グリーンボンド原則が定める4つの要件（調達資金の用途、プロジェクトの評価及び選定のプロセス、調達資金の管理、レポートニング）に適合するフレームワークを以下のとおり策定しました。

##### 1. 調達資金の用途

グリーンボンドの発行代わり金は、以下の適格クライテリアを満たす適格プロジェクトに関連する新規支出またはリファイナンスに充当する予定です。リファイナンスの場合は、グリーンボンドの発行日から遡って4年以内に行われた設備投資に係る支出、又は1年以内に発生した費用に係る支出を対象とします。

##### （1）適格クライテリア

グリーンボンド原則 適格カテゴリー及び環境目標	適格クライテリア	SDGs
再生可能エネルギー 環境目標： 気候変動の緩和	ホエイやホエイの有用成分回収工程で発生する副産物のバイオマスをメタンガス化する設備の導入	7. すべてのエネルギーをみんなにそしてクリーンに 13. 気候変動に具体的な対策を
汚染防止と管理 環境目標： 汚染の防止及び管理	廃棄物（汚泥）削減に資する排水処理設備投資	11. 住み続けられるまちづくりを 15. 陸の豊かさを守ろう
天然資源の持続可能な管理・運用 環境目標： 天然資源の保全	環境に配慮した原材料への切替えや石油由来プラスチック使用量の削減 ・森林認証紙など環境に配慮した容器包装、段ボールへの切替え ・認証パーム油への切替え ・バイオマスプラスチックや軽量化した包材への切替え	15. 陸の豊かさを守ろう

## (2) グリーンプロジェクトに付随する環境・社会に対するネガティブな効果と対応

グリーンプロジェクトのうちバイオマスのメタンガス化に伴い汚泥の増加が見込まれますが、汚泥乾燥設備の導入により汚泥を乾燥させ、肥料として売却する予定であります。

## (3) 除外クライテリア

グリーンボンドの発行代わり金は、下記に関連するプロジェクトには充当しません。

- ・所在国の法令を遵守していない不公正な取引、贈収賄・腐敗・恐喝・横領等の不適切な関係
- ・人権・環境等社会問題を引き起こす原因となり得る取引

## 2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

当社財務部がサステナビリティ推進部及び関連部署と協議を行い、適格クライテリアを満たす適格プロジェクトを選定します。グリーンボンドの発行に際し選定された適格プロジェクトについては、代表取締役社長が最終決定します。

## 3. 調達資金の管理

当社ではグリーンボンドの発行代わり金について、1年毎に当社財務部が内部管理システムを用いて充当状況を管理します。調達資金が適格プロジェクトへ充当されるまでの間は、現金又は現金同等物にて管理します。調達資金は発行から2年以内に充当されることを見込んでいます。

## 4. レポーティング

## (1) 資金充当状況レポーティング

当社は、適格プロジェクトに発行代わり金が全額充当されるまで、発行代わり金の充当状況を年次で、当社ウェブサイト上に開示します。

開示内容は、適格プロジェクト概要、適格カテゴリー単位での資金充当額、発行代わり金の未充当資金額及び充当額全額のうちリファイナンスとして充当された金額です。

なお、発行代わり金の全額充当後、大きな変更が生じる等の重要な事象が生じた場合は、適時に開示します。

## (2) インパクト・レポーティング

当社は、グリーンボンドの発行代わり金資金が償還されるまでの間、対象事業の概要及び以下の環境効果に関する指標等を、実務上可能な範囲で年次で当社ウェブサイト上に開示します。

適格カテゴリー	環境改善効果
再生可能エネルギー	CO <sub>2</sub> 削減量 (t-CO <sub>2</sub> )
汚染防止と管理	汚泥の削減量 (t)
天然資源の持続可能な管理・運用	環境に配慮した原材料の使用比率 (%) 石油由来のプラスチック削減量 (%)

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日） 2022年6月28日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第1四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日） 2022年8月10日関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第2四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日） 2022年11月11日関東財務局長に提出

#### 4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2022年12月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年6月29日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2022年12月2日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 目標とする経営指標の達成状況等」に記載の2023年3月期（予想）については、2022年8月10日付で見直しております。当該事項を除き当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日（2022年12月2日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成及び将来の業績を保証するものではありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

雪印メグミルク株式会社札幌本店

（北海道札幌市東区苗穂町6丁目1番1号）

雪印メグミルク株式会社東京本社

（東京都新宿区四谷本塩町5番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

証券会員制法人札幌証券取引所

（札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1）

#### 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。